

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「技術長」を「理事」に改める。

別表第2中技術長の項を削り、同表企画総務部長の項に次の1号を加える。

(18) 入札参加停止に関する事。ただし、契約締結済みの案件に係るものを除く。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)